

東京都市計画流通業務団地 東部流通業務団地 都市計画変更素案説明会のお知らせ

日頃から、東京都の都市整備行政の推進について格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、東京都では、江戸川区臨海町に位置する東部流通業務団地^{*}について、近年の物流ニーズに対応可能な施設及び機能の更新を図るため、都市計画変更素案を作成いたしました。

つきましては、以下の通り都市計画変更素案説明会を開催しますので、お知らせいたします。

～・～

*流通業務団地

「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づく、「流通業務施設整備に関する基本方針（昭和41年建設省）」により、区部に「大田区（南部）・板橋区（西北部）・足立区（北部）・江戸川区（東部）」の4ヶ所の流通業務地区を指定し、都市施設として流通業務団地を定めています。

説明会の会場・日程

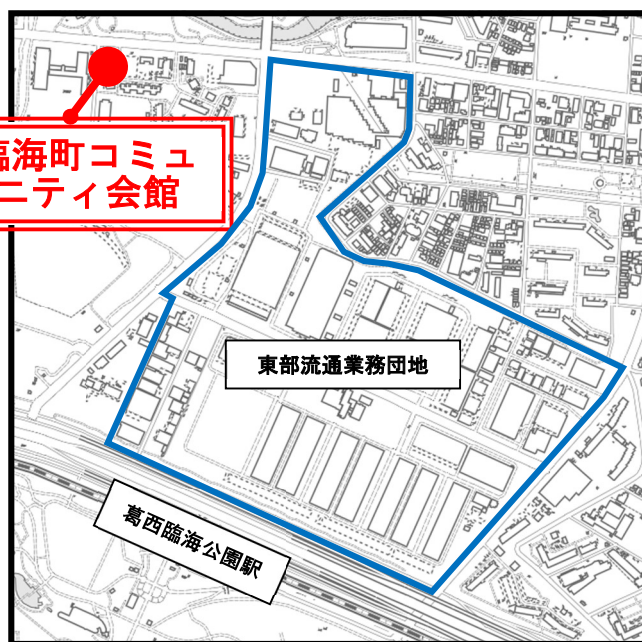
日時① 令和7年9月5日(金)
午後6時30分から

日時② 令和7年9月6日(土)
午前10時から

会場 臨海町コミュニティ会館
集会室第一
(江戸川区臨海町2丁目2番9号)

- *申し込みの必要はありません。
- *両日とも同じ内容の説明となります。
- *開場は、開催時間の30分前です。
- *駐車場は10台分と限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

説明会会場案内図



地図：国土地理院地図をもとに作成

説明会資料の公開

説明会の全日程が終了後、以下の東京都都市整備局ホームページ上で説明資料を公開いたします。右のQRコードよりアクセスできます。

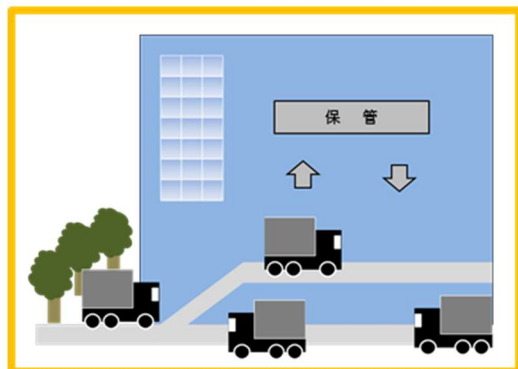
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/kuburyutu_danti.html



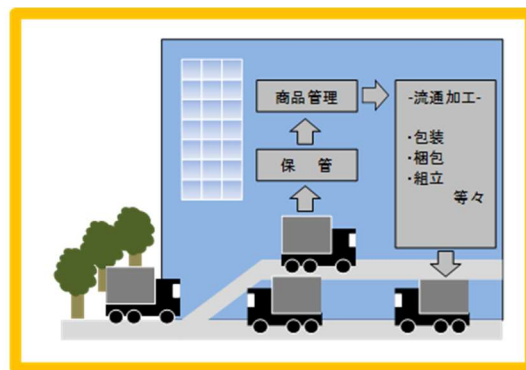
近年の物流ニーズとは

インターネット通販等の普及に伴い、品物の保管や店舗への配送だけでなく、商品管理や流通加工、個別配送等の複合的な物流施設が必要となっています。

(昭和 52 年 都市計画決定当初)



(近年)

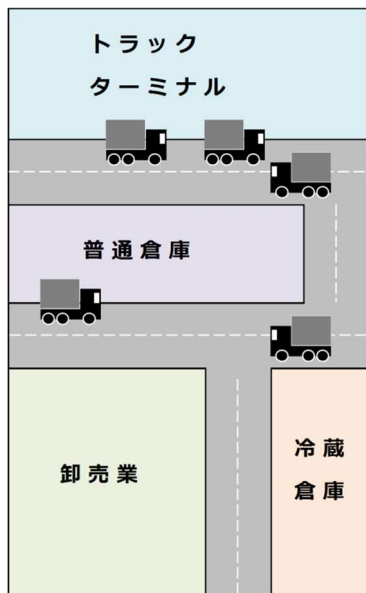


都市計画変更の方向性

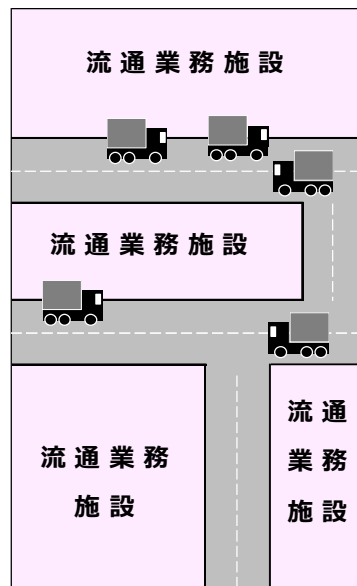
現行の都市計画では、品物を運搬するトラックターミナルと保管する倉庫、卸売業（問屋）等を別々に設置する業種区分が定められており、地権者は複合的な物流施設への機能更新ができない状況となっています。今回の都市計画変更により、施設区分を「流通業務施設」へ統合することで、複合的な物流施設の整備が可能となります。なお、当団地内では流通業務施設以外の建物は建てられません。

変更イメージ

(現行の都市計画)



(変更後の都市計画)



流通業務市街地の整備に関する法律 第5条

- ①トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設 ②卸売市場
③倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 ④上屋又は荷さばき場
⑤道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗
⑥前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所

問合せ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 調整課
施設計画担当 志賀・中村
TEL: 03-5388-3386